

外采魚問題である。いくつかの点で海面漁業の関係者も「もって他山の石」として関心を持つことが必要のようである。

一、数年前までバスフィッシングのメッカとして多数の釣り人が集中し、漁業への悪影響も生じ問題となつた琵琶湖と霞ヶ浦・北浦は漁業法の規定では海面であり内水面漁協ではなく、遊漁料のとれる第五種共同漁業権も設定できない。それゆえ、水産庁が昨年十一月に自民党水産部会で提案した、いわゆる「すみ分け論(ゾーニング論)」に対しても批判的な全国内水面漁連は全漁連の意見も聞くべきだと言つてゐる。事実、今年三月の全漁連主催の全国漁村青年・婦人交流大会で漁業経営分科会の審査員をやつていた筆者に、滋賀県漁連の役員が琵琶湖のブラックバス問題で質問して、会場にいた海の関係者とともにわせた。

二、ブラックバスとブルーギルのリリース(再放流)を禁止する漁業調整委員会指示が出されて釣ったブラックバスを放流することは犯罪であるかのように言われているが、これには疑問がある。海では小さい魚を再放流することは資源管理型漁業の重要な項目とされている。また、ブラックバスが漁業権魚種とされている河口湖や芦ノ湖では、釣った魚を放流する(キャッチ・アンド・リリース)ことで資源を有効利用している。また、これまで全国の海区漁業調整委員会指示で海面におけるオキアミなどのまき餌は禁止とされていたが、遊漁との共存ということもあって昨年水産庁はそれを認める方向へ転換した。

三、生物多様性研究会や日本魚類学会などは、ブラックバスの存在を現在漁業権魚種として認められている芦ノ湖などでは容認する水産庁のすみ分け論を、日本の在来淡水魚の保護と生物多様性重視の観

点から批判し、ブラックバスを全面駆除すべきとしている。在來の魚類相の保護と生物多様性の維持は当然取り組むべき課題だが、そのことをあまり原理原則的に詰めてゆくと、魚類の人工化放流事業(漁連)に頼つて行われている現在の水産振興行政を根本から見直さなければならなくなる。琵琶湖のコ

アユ、琵琶湖や網走湖のワカサギ、北海道におけるニジマスやブラウントラウトそしてサケマスふ化放流事業、アワビ、マダラ、ヒラメなどの放流事業など問題が山積といった状態である。事実、水産庁のすみ分け論を批判している日本生態系協会の会長池谷泰文氏が六月七日付読売新聞の論点で次のように言つている。「稚魚などの放流も、本来その種が生息する地域から離れたところで行われたり、一度に同じ種を大量に放流したりするため、種の多様性や地域ごとに異なる遺伝子の多様性を失わせる可能性がある。」この文章は「生態系保護も水産業の役割」というタイトルで書かれたもの的一部であるが、生態系や生物多様性といった実態が把握しにくく、本質の分かっている人も少ない、要はみんな何となく分かったつもりで良いことだと思っている、しかし、

実は訳のわからない言葉を使っての漁業に対する非難がこれからは多くなると思う。サケの放流やアユ種認定に潜む落とし穴——いわゆるゾーニングは可能か? —とゾーニングを否定した。そこで筆者らが五月より毎月第二土曜日の午後(ただし八月は夏休み)に東京水産大学で行つてゐる連続講座「ブラックバス問題のすべて」の第三回(七月十四日)に「すみわけ論またはゾーニングの可能性」というテーマで丸山さんには話題提供をお願いし、討論することになった。

なお、九月八日の第四回は岐阜経済大学の森誠一さんによる「日本の淡水生物相を維持するためには何をすればよいのか」というテーマで話題提供をお願いし討論を行つ。なお、両回とも、子どもたちのバスボンドづくりについても話し合いたいと思っている。詳しい案内は毎回生物多様性研究会と日本釣振興会のホームページで見ることができる。

業権魚種とする漁協の管理する水面では、他の水面に影響のないよう利用管理していく。

③ ブラックバスの存在を望まない漁協の管理する水面や、漁業は行われていないが生物多様性の保全の必要な水面(小さな池沼など)では可能な限り駆除する。

④ 釣り人は容認された水面以外でブラックバスが繁殖しないよう、または存在しないよう協力し行動する。